令和3年度 (令和2年度執行分)

財政援助団体等監査結果報告書

取手市監查委員

第1 監査の概要

1 監査を行った監査委員

取手市監查委員 石 橋 大 輔

同 山野井隆

ただし、公益財団法人文化事業団の監査については、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、石橋監査委員は除斥とした。

2 基準に準拠している旨

監査委員は、取手市監査基準(令和2年4月1日施行)に準拠して監査を行った。

3 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

4 監査の対象及び着眼点

令和3年度取手市監査実施計画に基づき,本年度は下表のとおり4団体(4施設)を監査対象とした。

対象団体及び実施日	監査事由(施設名)	所管課
(公社)取手市シルバー人材センター 令和3年6月28日(月)	補助金・貸付金交付団体監査	高齢福祉課
(一財)取手市農業公社 令和3年7月5日(月)	出資団体監査	農政課
とりで健幸づくりパートナーズ 令和3年7月7日(水)	指定管理者監査 (ウェルネスプラザ・ウェルネ スパーク)	健康づくり推進課
(公財)取手市文化事業団 令和3年7月7日(水)	指定管理者監査・出資団体監査 (市民会館・福祉会館)	文化芸術課

公の施設の指定管理者については当該公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が,出資団体については当該出資に係る出納その他の事務が,補助金交付団体については当該補助金に係る出納その他の事務が各々関係法令に則り,適正かつ正確に執行されているか,また,所管部局によりこれらの団体に対して,効率的な運営等について適切な指導監督等が行われているかを着眼点とした。

5 監査の期間

令和3年5月31日から令和3年7月7日まで

6 監査の方法

監査に当たっては、対象団体に関係諸帳簿等、書類の提出を求め、補助職員による書類 審査等の準備調査を行なうとともに、本監査においては、対象団体から資料等の説明を受 け、質疑応答による監査を実施した。

第2 監査の結果

上記による監査の結果は、当該財政的援助の目的に沿って、各団体とも概ね適正に執行されたと認められた。前回の監査において問題があった団体においても一部検討を要するところを除き全て改善されていた。今回の監査において一部改善を要する軽微な事項があったが、本監査時に口頭で指導及び修正の確認を行った。

なお,各団体監査結果の詳細は,下記のとおりである。

1. 公益社団法人 取手市シルバー人材センター

補助金,貸付金に係る出納その他の事務の執行は,概ね適正に処理されたものと認める。 ただし、地方公会計財務書類貸借対照表に賞与引当金の計上がなされていなかった。 国庫補助金の賞与は退職金とは異なり、支給が確定した負債ではなく、返還となる可能 性を残しているため、全国的に国庫補助金対象のシルバー人材センターでは一般的に賞 与引当金の計上を行っていない現状とのことであった。しかし、公益法人会計基準との 整合性はとれていない状況にあり、引き続き上部団体等から情報収集を行い、動向を注 視されたい。

2. 一般社団法人 取手市農業公社

出資金に係る出納その他の事務の執行は、概ね適正に処理されたものと認める。引き続き、長期的に安定した事業収入が得られるよう、所管課と連携して事業の見直しを進めるとともに、体制の充実及び強化に努められたい。

3. とりで健幸づくりパートナーズ 【ウェルネスプラザ・ウェルネスパーク】

公の施設の指定管理業務は協定書に沿って適切に管理されており、また、利用料金に係る出納その他の事務の執行についても、適正に処理されたものと認める。今後も自主事業の充実を図り、よりよい施設運営が行われることを望むものである。

4. 公益財団法人 取手市文化事業団 【市民会館・福祉会館】

公の施設の指定管理業務に係る出納その他の事務の執行については、概ね適正に処理 されたものと認める。一部、契約関係で不適切な事務処理が見受けられたので、適正に 処理されることを求める。